

ひとり親家庭等助成金の支給について

ひとり親家庭等の父または母、養育者で、平成19年4月に小学校・中学校・高等学校に入学された児童を養育している方には、児童1人につき、年額3万円の助成金が支給されますので次により申請してください。(所得制限あり)



▼対象者

ひとり親家庭の児童で、平成19年4月1日現在、大磯町に6か月以上居住し、住民基本台帳に登録されている児童(ただし、生活保護受給者や施設入所者等は対象なりません。)

▼申請方法

5月7日(月)～31日(木)の間に、申請書と必要書類を提出してください。

▼申請に必要なもの

- 申請者の預金口座番号(郵便局以外)
- 対象者と確認できるもの(児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費助成事業医療証等)
- 高等学校入学の場合は、在学を証明できるもの
- 印鑑(認印)

▼所得制限(別表のとおり)

父・母・養育者(申請者)及び同居の家族(扶養義務者)の所得が限度額を超えた場合は、対象となりません。

別表

扶養親族等の数	平成18年度所得(平成17年分の所得)	
	父・母・養育者(申請者)	同居の家族(扶養義務者)
0人	190,000円 未満	2,360,000円 未満
1人	570,000円 未満	2,740,000円 未満
2人	950,000円 未満	3,120,000円 未満
3人	1,330,000円 未満	3,500,000円 未満
4人	1,710,000円 未満	3,880,000円 未満

▼支給方法

所得等の審査後、該当する申請者に対して、口座振込により支給します。

◎問い合わせ

☎内線305

子育て介護課

4月1日から児童手当制度が拡充

児童手当法改正により、4月1日から3歳未満の乳幼児の養育者に対する第1子及び第2子の児童手当の額が、児童1人につき月額1万円に増額となりました。

ただし、3歳になった翌月からは、第1子及び第2子の児童手当の額が、従前どおり児童1人につき月額5千円となります。

◎問い合わせ

子育て介護課

☎内線305

なお、今回の法改正に伴い、保護者の皆様には特に必要な手続きはありません。
また、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については変更ありません。

児童手当の額

3歳未満	第1子・第2子	月額1万円(改正前は5千円)
	第3子以降	月額1万円
3歳以上 (3歳になった翌月から)	第1子・第2子	月額5千円
	第3子以降	月額1万円

支給対象年齢：12歳になった、最初の3月31日までの児童(小学校修了前)。
支給時期：2月・6月・12月にそれぞれの前月分まで支給します。
所得制限限度額：別表のとおり

児童手当所得制限限度額

(単位：万円)

扶養親族等の数	国民年金等加入者所得額	厚生年金等加入者所得額
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注意

- 扶養親族等の数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の数である。
- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に、該当老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

児童福祉週間

5/5
～
5/11

「見つけよう みんながもってる いいところ」

平成19年度 児童福祉週間標語



子どもと家庭、子どもを取り巻く環境について考えることを目的として、毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

全ての子どもが豊かな愛情に包まれながら、健やかに育つことは、みんなの願いです。子どもたち一人ひとりが夢と希望をもち、それぞれの意志で「未来の大人」として育ってほしいよう、子どもたちを見守る地域社会や環境づくりについて考えてみてください。

◎問い合わせ

子育て介護課

☎内線305